

出退勤の状況について

現在、小中学校で出退勤管理を行っています。

9月分は、次のとおりです。

▶ 市全体の人数

時間外勤務	小学校	中学校
80時間以上	1人	7人
45時間以上	61人	60人

参考： 小学校教職員定数 426人
中学校教職員定数 245人

▶ 学校ごとの80時間以上時間外勤務者数

	小学校	中学校
1	1人	3人
2		2人
3		1人

※長時間勤務者の多い学校は固定しています。改善に取り組みましょう。

(参考) 令和3年4月分

	小学校	中学校
1	6人	20人
2	5人	13人
3	4人	12人

特 集

「埼玉県教員超勤訴訟」

労働基準法に定める残業代を払わないのは違法だとして、埼玉県の公立小教諭が県に訴訟を起こした事案。

原告側は、①「教員が時間外に校内で長時間勤務を行っていることは、給特法以前の問題として労働基準法32条（1日8時間を超えて労働させてはならないことなどを定めている）に違反しており、同法37条に基づいて割増賃金を支払うべき、②仮に37条が適用されなくても、法定労働時間を超えて労働を強いられたことは国家賠償法による損害賠償請求が認められる、と主張した。

判決ではこの2点についていずれも棄却された。

しかし、さいたま地裁は、『教育現場の実情として、多くの教員が一定の時間外勤務に従事せざるを得ない状況にあり、給特法を含めた給与体系の見直しなどを早急に進め、勤務環境の改善が図られることを切に望む』と、給特法への疑義ともいえる異例の付言を呈した。

ちなみに・・・

給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）が成立したのは、50年前です。

編集後記

教員免許状更新制が見直しの方向にあり、国の令和4年度の概算要求では、小学校高学年での教科担任制を推進するための教職員定数の改善やスクール・サポート・スタッフのさらなる拡充も盛り込んだ内容となっており、教員の働き方改革が進んでいます。職場環境改善について少しでもできるところから取り組んでみましょう！